



第百九号

貿易定則訂正ノ見込進呈ノ義上甲

新潟税関

条約改正参考ノ為現行ノ貿易定則及税目中
於テ利害得失ヲ按テ訂正ノ見込取調差出スヘキ
旨第一一三号ヲ以テ御達相成候旨別紙調製
進呈致候此段上申ニ及候也

新潟税関長代理

大藏六等属則元可貞

明治十年十月三日

関税局長

大藏大書記官吉原重俊殿

大正十一年四月
大藏省郵寄

第十号
十月十七日受



お二付今茲ニ贅セス

定則中(マニフエスト)ヲ告書ト譯シ(イニウオオオ)
ヲ目錄ト譯スルカ如キ頗ルニ妥當ナラサルニ似シ
因テ左ノ如ク改メタシ然レモ此等ノ原字ハ元來
我カニ三ノ文字ヲ以テ譯シ難キモノレハ敢テ
且是ヲ以テ適譯ト信スルニ非ス但此或ハ彼ヨリ善
カラシカ

エントリーインワルツ、

入港報告

マニフエスト、

船貨報告

エントリー、

輸入願書

イニウオオオ、

貨物票

ビル、オフ、レー、デ、ン、ガ、

船積証書

ノーチース、スール、ク、レ、ア、レ、ン、ス、

出港報告

条約第十一條ノ條件ハ海關規則ニ屬スヘキモノ
ナルヲ以テ其意ヲ採リ規則中ニ掲載シ置キタ
シ

税関ニテ貨物買上ノ事ハ甚々好マシクナキモ從價
品ニ増價スル上ハ其増價ノ公正ニテ動ス可カラサル

一ヲ表スル為ノ結局已レテ得サルノ義ナレハ条
約第八條中ヨリ抜キ来リ左ノ如ク改メ規則中ニ

掲記致シタシ

從價税ヲ課スヘキ貨物ハ税関官吏之ヲ検査シ貨
物票中詳記ノ元價ヲ弄シ其税ヲ課スル一ヲ法ト
ス然レモ税関長貨物票中ノ價ヲ不當トフルハ
税関監定者ノ估價ニ從ヒ之ヲ課スヘシ若シ輸入
人其估價ニ服セザル一アレハ税関及輸入人ヨリ其

貨物ニ關係ナキニ人若クハ二人以上ノ商人ヲ出シ
其估價ニ從ヒ收税ス若シ石等ノ商人監定ハ一ナラ
サルキハ税関長ハ其至当トスル價ニ從テ其税ヲ
収スニ然レモ輸入人猶承諾セサルトアルハ税関長
取極メシ價ヲ以テ買ヒテ請求スルヲ得

但本文監定商人ノ手数料ハ輸入人ヨリ拂
フヘシ

(銃砲彈藥及一切ノ兵器ハ日本政府ノ公布ヲ以テ
臨時輸入ヲ禁スルトアルヘシ)トノ句ヲ規則中ニ加ヘ
置タシ

税金ノ高ハ改正ノ際元價ノ分割ヨリ算出シ至当
ノ根拠ヲ立テ然ル后一般ノ權衡ヲ取リ確定セラ
ルヘケレハ一品一物ニ就キ意見ヲ陳スルモ甚々無

用ニ屬スルヲ以テ茲ニ贅セス但輸出ニハ人工ヲ經
サルモノニテ人工ヲ經ハ許多ノ價ヲ益スヘキモノ
即チ蚕印紙生糸等ノ如キハ相当ノ税ヲ課シ已ニ
人工ヲ經盡シタル漆器漆器品ノ如キハ都テ無
税トナシ輸入品ハ未タ人工ヲ經サルモノ及内國ニ必
用ニシテ窮竟内地ニテ製造スヘカラス 繼ヒ製造ス
ルモ徒ニ虚費ヲ要スヘキモノヲ除キ其他一切高
税ヲ課スルヲ 〇〇ニ致シタシ然レトモ外貨ニ高税
ヲ課スルノ目的ハ重モ内地ノ物産ヲ起スルニ在ルヲ
以テ内地工業ノ將サニ起ラントスルノ機ニ投スルニ若クハ
ナシ一例ヲ舉ケンニ現時製紙ノ工漸ク起リ 牧羊
織毛ノ業亦少シク開ケントス是時ニ及テ且シ紙
及毛布ノ税ヲ増シ以テ其工業ヲ保護スヘシ若シ

然ラスシテ徒ニ高稅ヲ課セントスルモ内地必要品ニ至テハ高稅以テ其輸入ヲ防クニ足ラス適マシテ其價ヲ增シテ以テ消費者ヲ困スルニ過キサルニ國家ニ於テ一ノ裨益無カルヘシ
一 罰金ノ高ハ各國海關規則ノ振合モアレハ御改正ノ際必ス適當ノ額ヲ確定セラルヘシ因テ今之ヲ掲ケス

定則第一則

第一款 (四十八時中)

右ニ二十四時中及稅関開廳時中ト改メタシ且領事ノ証書中ニ稅関ノ諸手數ヲ經テセサトハ船ノ積等ヲ返付セスト云フ文字ヲ加入セシメタシ
本文ノ通ニ付第四則第一款ノ末大船司運上所ヨリ云々ノ數句ヲ刪ル

第二款 (旅客ノ名)

右ハ(旅客ノ人算)ト改メタシ

第四款 (申告書中ニ漏レタル諸物品ノ為運上ノ外)云々

此處ニ無稅品ノ處置ヲ脫ス故ニ(其貨物無稅ニ屬スル片ハ何田ノ罰金ヲ課ス)トノ文ヲ加ヘタシ

第五款 (入港手數ヲ怠ル日)云々

日ノ下ニ(四時)ノ割注ヲ加ヘタシ

第二則

第五款 (包貨ノ中目錄中ニ載セサル云々)

故アリテイニラカスヲ附貳セカル貨物ニモ或ハ此好ヲ保セス因テ(目錄)ノ下ニ(若クハ輸入願書)ノ文ヲ加ヘタシ

第七款 (修復ヲ要スル船ハ器陸揚シタル諸品ハ日本官

吏ニテ預リアルヘシ云々

預ノ字大ニ障礙アリ預リタル上ハ其貨物ノ損失ニモ
関セサルヘカラス又藏敷云々ノ句アリ右ハ倉庫規則ニ
一同御改正ニテ右等ノ条ハ悉皆規則中ニ掲載
相成ルヘシト信候ニ付總テ刪除左ノ如ク改メタシ

（修復ヲ要スル船舶ハ税金ヲ納ムレテ其積荷ヲ陸
上スル丁ヲ得然レモ必ス税関ノ上屋或ハ倉庫ニ入レ何
レモ其規則ヲ遵守スヘシ若シ其荷物云々）

第九款（向片云々日本政府へ取押減却）

（税関ニテ之ヲ沒收スヘシ）ト改テ可ナラニ必スモ減却
ト限ラズレテ可ナリ且ツ下文ニ左ノ但書ヲ加ヘタシ

（但藥用ニ供スル鴉片ハ日本政府ノ免許ヲ得タル人
ノ之ヲ輸入スル丁ヲ得）

第三則

第四款（荷主又ハ輸入人其荷物群其損傷ノ趣云々）

右ハ左ノ如ク改メタシ

（損傷ノ趣ヲ告知スヘシ税関官吏ハ税関鑑定者ヲシ
テ定額品ハ其現品ヲ換セシメ従價品ハ其價ヲ詳セ
シメ各々其鑑定ニ從テ税金ヲ徴收スヘシ然レモ荷主
又ハ輸入人之ヲ承諾セカレバ二人以上ノ商人ヲ撰ミ其
貨物ニ關係ナキ二人若クハ二人以上ノ商人ヲ撰ミ之ヲ
鑑定セシメ其鑑定ニ從テ減税スヘシ但右商人ノ鑑定
不同アルハ税関長ハ之ヲ斟酌シ之ヲ減税ヲ許スヘ
シ）

第五款（然リト虽モ此定則ノ添フタル条約第ハ条云々）

此款意味明瞭ナラス英文ニ據レハ（運上ノ官吏ノ条

約第八條ニ從テ荷物ニ價付スル丁ヲ妨クヘカラストノ
意ナリ果シテ然ラハ前條稅関鑑定者云々ノ件ヲ
掲ケシヲ以テ剛除シテ可ナラン

第六款 (運上掛濟ノ後ハ船中ニテモ渡スヘシ)

船中ニテ渡スル丁ヲ許スルハ檢査モ亦船中ニテ行ハ
カレ得ス故ニ如此方法ハ万已ムヲ得ルノ時ニ限ルヘシ
譬ヘハ巨大ノ機械ヲ一ノ開港ニ積来リ納稅ノ後他ノ不
開港ニ回漕セントスルニ該開港ニ陸上ケレテ後又他船ニ
積移スルハ荷主ニ於テハ多クノ困難ヲ生スルハ勿論時況ニ
依リテハ陸上ニ得ル事モアルヘシ斯ノ如キ場合ニ於テハ
船中ニテ檢査ノ上直ニ引渡スルモアルヘシ然レモ此等ノ
事ハ特別ノ事件アレハ稅関長ノ特許ヲ受クヘキモノト
為スヘシ本文換揚品ト虽モ万已ムヲ得ルニ非レハ船

中ニテ渡カハル丁ニ致シタレ故ニ別ニ一款ヲ掲クル丁左ノ
如シ

(凡ソ貨物ヲ檢査スル丁ハ稅関中ニ限ルヘシ然レモ巨大
ノ機械ヲ若クハ運搬シ難キ品物ヲ船中ニテ檢査セシ
ヲ乞ヒ稅関長之ヲ至当トスルハ之カ特許ヲ與フヘ
シ)

第七款 (輸出セントスル船中 輸入人右差出書) 云々
輸入人ハ輸入人ノ誤ナルヘシ

第十款 (日本官吏疑敷 取押置ヘシ)

取押置トハ原ト領事ニ通知スルカ為メナリ然レモ今回
条約改正ニテハ裁判權ヲ復セラルヘケレハ左ニ運改メ
シ

(取押之ヲ檢査シ其品果シテ納稅スヘクシテ未タ其手

殺ヲ經ケルモノナレハ之ヲ沒收スヘシ

第十一款

第十二款

西款トモ十款ノ通ニ付刑ル

第四則

第一款 (船司運上所ヲ) 許書類ヲ船司ヘ口タスヘラズ
此文ハ第一則第一款ニ辨セ運ニ付刑ル

第五則

第一款 (偽ノ告書或ハ證書) 云々

此条告書証書トノミニテハ願ル漫然ニ屬スルヲ以テ左
ノ如ク改メタシ

(税関ノ收納ヲ害スル為ノニ貨物票若クハ輸入願書
其他一切ノ書類ヲ偽作シ之ヲ税関ニ出シタル本人ハ

其犯ス毎ニ云々)

第六則

第一款 (噸税) 云々

相当ノ噸税ヲ徴收スル丁ニ改メタシ

第三款 (健固状)

健固状ハ地方廳ヨリ渡ス丁至当ナラン

第七則

第八則

第二款 (日本人買入レタル諸外國船) 云々

本条納稅者ヲ記セタルヲ以テ議者或ハ賣主ヨリ納ムハ
キトノ明文ヲ掲ケ置クヘキノ説ヲ為ス丁アリ然レモ稅
ノ旨タルヤ只其貨物ニ課スルヲ法トス故ニ賣主ト買
主トヲ問ハス外貨ヲ内地ニ輸入スルノ時ニ當リ其貨物

ノ通関ヲ願フ人ヨリ之ヲ徴收スルコト当然ナリ但船舶
ノ如キハ現ニ通関スル物ニ非カルヲ以テ他ノ物品トシ
シク異ナルカ如シト虽モ噸税ヲ納メカレハ日本入
ノ買主ニ於テ其所有ト為シ能ハルカ故ニ納税ノ時
コソ即チ輸入通関ノ時ト着倣スヘゲレハ其願人即チ
輸入人ヨリコソ税ヲ納ムルコト当然ナリ且ツ納税ノ取極
ハ賣主買主ノ相談上ニ在ルモノニシテ税関ニテハ相当
税ヲ徴スレハ他ノ故障アル可カラス若シ必ス賣主ヨリ
納ムヘシトノ事ナレハ外國ニテ購求シ来リシ船ト虽モ
猶外國人ヨリ納メシメタルヲ得ス豈ニ不都合ナラカラン
ヤ是レ蓋シ船舶モ亦物品ノ一ナリト云フコトニ注意セ
サルカ故ナリ

同欸（日本船トシテ船目録ニ書載スヘシ）

是税関事務ニ非ス故ニ税関規則ニ加ヘス可ナリ
同欸（尤其船ノ噸数ヲ定ムル為メ日本長官ノ需ニ應シ
云々

此等ノ文類ル条約ノ体裁ニ属スルヲ以テ左ノ如ク改メタシ
（尤噸税ヲ証スル為メ願人ハ該船ノ船籍カ或ハ税関
長ノ許認スヘキ該船ニ関シタル証書ヲ出スヘシ）

第九則

第三欸（然リトイヘトモ右ノ趣意ヲ二ヶ月前ニ外國ノ
長官ニ告知ラスヘシ且此禁制云々）
（二ヶ月前ニ新聞紙等ヲ以テ一般ニ公告スヘシ）ト改メ且
此以下削リタシ

第十一則

全則皆刪

輸出税目ノ部

茅 一種

石炭

此等輸出品ハ大抵無税ニ致シタキ見込ナレハ必ス課税スヘキトノ事ナレハ現時汽船用ノ石炭ハ其高ノ多カク同ハス皆無税ノ如船舶ノ大小ト航路ノ遠近トニ因テ程限所定相成タレ

茅 二種

金銀銅

但レ公ノ入札云々

但書剛ノタレ

輸入税目ノ部

手拭

石ハ木綿製ノモノノミニテ麻製ノ如キハ従價ニテ徵收

シ来リシ如只手拭トノミニテハサレク従價ナラス因テ木綿

製麻製ト一掲記シ置キタレ

木綿ヨリ糸

但巻真ノ有無ニ拘ラス

但書剛リタレ巻真ハ引去ル方至当ナラン

硝子板

一竹相 四十方入

(一箱)ノ字是ク従價ナラス(十フート四方ニ付)ト改メタレ

アソペラ鋪物

一卷ニ付 四十ヤルト

(四十ヤルトニ付)ト改メタレ且ツ幅ニモ長短アルヘケレハ幅幾イ

ニ付ト加ヘテハ何如

熟鐵

稗大細糸釘等

捻釘其他先キノ尖ラナル釘ハ現時従價ノ處(釘等)

ノ字ニ對シサレタレ従價ナラナルニ似タリ此等ハ皆一掲

記し各税額ヲ分ケタシ

鐵葉

重九十斤迄ノ箱

(迄ノ箱)ノ三字不認若シ九十斤以上ヲ入レタル箱ナレバ

此税ヲ課スル得ス(百斤ニ付)ト改メタシ

蠟引形付鋪物

同似華鋪物

石ハ何レモ幅ヲ極メ置タシ

竹滕

石ハ細クタルモノニ限り當時從價ニテ收税ノ要明文

ナクシテハ穂ナラス因テ其目ヲ掲ケタシ

赤黒砂糖

赤白ノ別且難シ是等ハ從價ニスル方宜シカラシ

第二種無税品

食料又ハ荷物運送ニ用ユル諸獸類磁器鎖ノ碇繩及石

山灰

外國ノ衣裳

衣服ハ勿論帽子縵絆襟飾等ノ如キ現今無税ノ

處税目設定ノ時ハ固ヨリ内人ニテ此等ノ品ヲ用ヒ候

モノモ無之故無税ニテ可然候ヘトモ今日ニ至リテハ内

人一般ニ用ヒ候事ト相成リ何レモ相当ノ税ヲ課シテ

可ナラニカ

サ何造ニ用ユル是

塩漬ノ食料

硝石

ソルドル

タル糸チヤン

茶ヲ製スル錫並ニ龍

茶鉛

石ハ何レモ收税シテ可ナラン

茅三種禁制品

阿片

(阿片ノ下ニ)及吸煙用ノ器具ト加ヘタレ